

平成29年度

第3回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成30年2月16日（金） 午後2時から

小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室

平成29年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成30年2月16日（金） 午後2時から
- 2 場所 小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席者
〔被保険者代表〕
松屋亜州男委員、西尾厚委員、栗山暢子委員、林好子委員

〔保険医等代表〕
菱田直基委員、酒井義仁委員、船橋きみえ委員

〔公益代表〕
松岡和宏委員、早稲田幸男委員、平林克之委員、高井保宏委員

〔市側、事務局職員〕
廣畑健康福祉部長、伊藤健康福祉部次長
保険年金課 水野課長、杉本係長、山中主事
- 4 欠席者 吉田雄一委員
- 5 署名委員 栗山暢子委員、酒井義仁委員
- 6 傍聴者 1名
- 7 議事 〔議事録〕
〔開会 14時00分〕

司会

定刻になりましたので、ただ今から、平成29年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は、保険医等代表の吉田雄一様が、ご都合により、欠席されております。

また、当協議会の傍聴の申し出は、1名ありましたので、報告させていただきます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「平成29年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会次第」がA4サイズで1枚です。

「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の資料が、【諮問資料】としてA4サイズの両面印刷で2枚です。

「軽減判定基準の改正について」の資料がA4サイズで1枚と、資料1がA4サイズで1枚です。

「小牧市第2期データヘルス計画（案）パブリックコメント実施結果について」の資料がA4サイズの両面印刷で2枚です。

「国民健康保険税率等の改正を予定しています」という小牧市の広報2月15日号からの抜粋資料がA4サイズで1枚です。

お手元の資料のご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、早稲田会長から、ごあいさつを申し上げます。

会長

皆さん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。お手元に次第が配布されていますが、本日の議題には、「諮問」があります。この後、廣畑部長より、「小牧市国民健康保険税の課税限度額の改正について」の諮問を受けることになっております。

昨年度については、「国民健康保険税課税限度額の改正」はありませんでしたが、昨年末に出されました平成30年度税制改正大綱によりますと、

平成30年度は改正が予定されているとのことでもあります。委員の皆様の活発なご意見をいただきながら議事を進めてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、会の開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

司会 続きまして、廣畑健康福祉部長より、ごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

廣畑部長 皆さんこんにちは。健康福祉部の廣畑でございます。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また寒い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より、本市の行政各般に亘りまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。さて、本日の運営協議会では、先ほど会長のごあいさつにありましたとおり、議題1において昨年末に閣議決定されました平成30年度税制改正の中の一つであります国民健康保険税の課税限度額の引き上げにつきまして諮問をさせていただきます。次に、議題2の（ア）で軽減判定基準の改正について説明をさせていただきます、（イ）で小牧市第2期データヘルス計画（案）パブリックコメントの結果を報告させていただきます。委員の皆様から多くのご意見を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

続きまして、今回は各委員の皆様、「小牧市国民健康保険税の課税限度額の改正について」を、ご審議いただくため、ただいまから諮問書を廣畑健康福祉部長から会長にお渡しいたします。

廣畑健康福祉部長、前のほうにお願いいたします。

廣畑部長 (諮問書を朗読)

司会 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

司会 それでは、ただ今から議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

山中主事 ただいまの出席委員は10名であります。

会長 過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。栗山委員と酒井委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事に入ります。先ほどいただきました【諮問】の「国民健康保険税の課税限度額の改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

水野課長 それでは、諮問事項「国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明をさせていただきます。

お手元の、諮問資料をご覧ください。①の課税限度額についてです。国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要があり、受益との関連において被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

また、地方税法施行令（第56条の88の2）において、国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっています。

本市では、小牧市国民健康保険税条例（第2条）により、基礎課税額

(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援分)及び介護納付金課税額(介護分)の区分で限度額を定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この額を課税額として3つの区分の合計額を国民健康保険税額としています。

また、本市におきましては地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に実施してきた経緯があることから、平成29年度の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額となっています。下の表に記載してございますが、平成29年度課税限度額につきましては、法定の欄に記載している額が地方税法施行令で定めている課税限度額で、基礎課税額が54万円、後期高齢者支援金等課税額が19万円、介護納付金課税額が16万円、合計で89万円となっており、本市におきましては法定の額と同額の課税限度額を設定しているところでございます。

次のページをお願い致します。表は法定及び本市の課税限度額の推移を記載したものでございます。平成23年度以降、法定の課税限度額にあわせて本市の課税限度額も引上げている状況でございます。

次に②の平成30年度小牧市国民健康保険税における課税限度額(案)についてですが、平成30年3月改正予定の地方税法施行令により、平成30年度から法定課税限度額が引き上げられることになり、本市においても次の理由により、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後の3月末に行う予定です。改正理由としましては、アとして法定課税限度額は、相当の高所得者であっても課税限度額までの保険税負担で良い仕組みであることから、保険税負担の格差を是正し、また、所得階層別の負担ができるだけ公平となるよう設定されていること、またイとして平成30年度保険制度改正により、国民健康保険財政の健全化に向け一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消・削減を図る必要があること、によるものでございます。

下の表が改正案でございます。

医療分を4万円引上げ、支援分、介護分は据置きとし、合計で課税限度額を4万円引上げ93万円とするものでございます。

次のページをお願い致します。③の改正による影響についてです。

(1)の国保税課税額の増加見込みとしまして、医療分が約1,700万円の増額となる見込みでございます。(2)の該当する世帯数の見込みですが、これは今回の改正により金額が増額となる世帯になります。全20,696世帯のうち454世帯、約2.19%が増額となる見込みでございます。(3)は該当世帯の例になります。モデル世帯で夫婦40歳、子ども一人の3人、固定資産税なしの世帯の場合、限度額に到達する所得としましては、現行の課税限度額では約1,055万円ですが、引上げ後は約1,150万円となる見込みでございます。

次に④ですが、県内各市の課税限度額の改正予定の状況でございます。

これは小牧市を除く37市の状況になります。(1)平成30年度に平成30年度改正法定限度額まで引き上げる予定の市が27市でございました。また、(2)平成30年度改正法定限度額までの引き上げを予定しているが、平成30年度は引き上げを行わない予定の市が6市、(3)平成30年度に平成28年度改正法定限度額まで引き上げる予定の市が4市という状況でございます。本市は(1)に該当しますので、本市と同じように平成30年度に法定限度額の上限まで引き上げを予定している市が27市で、多くの市が引き上げをするという状況でございます。

以上で、「国民健康保険税の課税限度額の改正について」の説明とさせていただきます。

会長 事務局からの説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見等はございませんか。

会長 先ほどもご説明いただきましたように、4万円課税限度額を引き上げることとありますが、ご質問等もございませんので、これにて終了させていただきます。皆様お忙しいことと思っておりますので、出来ましたら、本日結論を出していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。「ご異議なし」とのことですので、本日諮問のありました「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

会長

「ご異議なし」とのことですので、「国民健康保険税の課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに決定いたしました。

なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と平林副会長が代表して答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございました。

では、この件につきましては、これで終了とさせていただきます。続きまして、3議題の(2)報告の(ア)「軽減判定基準の改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

水野課長

それでは、「軽減判定基準の改正について」説明をさせていただきます。お手元の、軽減判定基準の改正についての資料をご覧ください。

1の平成30年度制度改正の概要ですが、今回法改正によりまして保険税軽減措置の拡大が実施される予定となっております。内容としましては、保険税軽減措置について、平成30年度においては経済動向等を踏まえ、低所得者の保険税軽減判定所得の基準の見直しを行うこととされています。2割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき、49万円から50万円に、5割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき27万円から27.5万円に拡大されます。

下に平成25年度以降の軽減判定基準及び軽減に該当する収入の上限額の推移を記載してあります。

モデルケースとして給与収入世帯で3人の世帯の場合としております。

①の5割軽減の基準額ですが、平成29年度以降毎年改正されており、平成29年度におきましては33万円に被保険者1人につき27万円を加算した額としていますが、平成30年度では33万円に被保険者1人につき27.5万円を加算した額に改正されます。給与収入額の上限額は平成29年度の188万円から平成30年度は190万円となります。

次に②の2割軽減の基準額ですが、こちらも平成25年度以降毎年改正されており、平成29年度におきましては33万円に被保険者1人につき49万円を加算した額としていますが、平成30年度では33万円に被保険者1人につき50万円を加算した額に改正されます。給与収入額の上限額は平成29年度の283万円から平成30年度は287万円となります。

なお、次ページ資料1に同様の内容の資料を添付させていただきましたので、参考としていただきますようお願い致します。

以上で、「軽減判定基準の改正について」の説明とさせていただきます。

会長

事務局からの説明が終了いたしました。皆様からのご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思っております。

会長

ご意見等も無いようでありますので、
3議題の(2)の報告(ア)「軽減判定基準の改正について」

につきましては、これで終了とさせていただきます。

会長 続きまして、3議題の(2)報告の(イ)「小牧市第2期データヘルス計画(案)のパブリックコメントの結果について」を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

水野課長 それでは、「小牧市第2期データヘルス計画(案)のパブリックコメントの結果について」報告をさせていただきます。

お手元の、小牧市第2期データヘルス計画(案)のパブリックコメントの実施結果についての資料をご覧ください。

前回12月の運営協議会におきまして小牧市第2期データヘルス計画(案)の概要について説明をさせていただきました。その後市民の方からご意見をいただくため1月15日から2月13日までの期間、パブリックコメントを実施いたしました。結果としましては、意見提出人数は0人、意見は0件という状況でございました。

なお、愛知県国民健康保険団体連合会に保健事業支援・評価委員会という機関がございまして、そちらから今回のデータヘルス計画(案)に対する意見をいただいております。いただいた意見のうち、本市で修正すべきと判断した内容を一覧に記載させていただきます。

計画の事業内容に関わる指摘はなく、主に表記の訂正になりますので、説明については省略させていただきます。

今後、一覧の内容で修正し、最終的に決定をしまいたいと考えております。なお、委員の皆様には決定後に製本したものを送付させていただきます。

以上で、「小牧市第2期データヘルス計画(案)のパブリックコメントの結果について」の報告とさせていただきます。

会長 事務局からの報告が終了いたしました。皆様からのご質問、ご意見等がございましたら、いただきたいと思います。

会長

ご意見等も無いようでありますので、
3議題の(2)の(イ)「小牧市第2期データヘルス計画(案)のパブリックコメントの結果について」につきましては、これで終了いたします。
事務局からその他連絡事項等がありますか。

水野課長

それでは、その他として2点報告させていただきます。
まず、1点目としまして、平成30年度国民健康保険制度改正により、新たに愛知県にも国民健康保険運営協議会が設置されることとなりました。市の国民健康保険運営協議会と区別するため、小牧市国民健康保険条例に規定する名称を小牧市国民健康保険運営協議会に変更する等の所要の整備を行うための条例案を3月議会に提出する予定です。

これは、条例上に規定する名称の変更ですので、実際の協議会の運営等の変更はありません。

次に、税率改正の状況について報告をさせていただきます。

前回12月に開催いたしました運営協議会におきまして、委員の皆様には税率改正方針についてご審議いただき大変ありがとうございました。

その後、当協議会の答申に基づき方針の決定をいたしました。決定した内容につきましては、別紙のとおり2月15日号の広報こまきに掲載させていただきました。また同様の内容でホームページのほうにも掲載させていただいておりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

今後、3月議会で審議し、その結果等につきましては4月若しくは5月の広報に掲載する予定としております。

なお、平成30年度の納税通知書は6月に発送する予定としており、改正内容についての説明文書を同封することとしています。税率改正の状況については以上でございます。

会長

国民健康保険運営協議会の条例上の名称を変更するための条例案の提出と税率改正の進捗状況の報告がありました。皆様からのご質問、ご意見等

ございましたらよろしくお願いいたします。

会長 ご意見等も無いようでありますので、これら2点の報告については、これにて終了とさせていただきます。その他連絡事項等がありますか。

山中主事 本日は、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。答申書につきましては、答申を終えた後、各委員の皆様へ市から写しを送付させていただきます。なお、今後は関係法令等が公布、施行された場合は関係法令等に合わせて条例を改正するよう、事務を進めてまいります。また、議事録につきましては、作成しだい、委員の皆様を確認をしていただき、署名をいただきに伺わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長 それでは、これをもちまして本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございました。

〔閉会 14時30分〕

上記のとおり、平成30年 2月16日（金）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成 30年 3月 5日

会 長 早稲田 幸男

署名委員 栗山 暢子

署名委員 酒井 義仁